

令和5年9月26日

川越都市計画事業 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業 環境影響評価書  
正誤表（本編）

ページ	誤	正
本編 P.13-12 第13章 事後調査の計画 13.4 事後調査の実施体制 13.4.2 事後調査を実施する主体	事後調査は、 <u>事業者</u> である日高市が実施する。	事後調査は、 <u>都市計画決定権者</u> である日高市が実施する。